

庁舎等使用貸借契約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け契約締結した〇〇〇〇業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、業務等委託契約書第〇条の2第1項の規定に基づき分任契約担当官中部地方整備局〇〇事務所長 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△株式会社 代表取締役 △△△（以下「乙」という。）との間に次のとおり使用貸借契約を締結する。

（貸与する庁舎等）

- 第1条 甲は、その所有する別添1に示す庁舎の一部（以下「庁舎」という。）を業務の履行場所として、また、その管理する別添2に示す物品（以下「使用物品」という。）を乙が使用することを認める。
- 2 乙は、甲の書面による通知があった場合は、庁舎及び使用物品（以下「使用物件」という。）の変更又は明渡し若しくは返還に応じなければならない。

（使用貸借の期間）

- 第2条 使用貸借契約の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（使用物品の範囲）

- 第3条 使用物品とは、別添2に示す乙が専ら使用する物品を指し、その他の物品については、乙は甲の承諾を得た上で、必要の範囲で使用することができる。
- 2 乙は、使用物品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借受書を提出しなければならない。
- 3 乙は業務の完了等により使用物品を返還する場合は、返納書を添えて甲に返還しなければならない。

（維持管理等）

- 第4条 乙は使用物件を善良な管理者の注意をもって、清潔の保持及び整理に努め使用しなければならない。
- 2 乙は、使用物件を業務以外の目的のために使用してはならない。
- 3 乙は、使用物件を第三者に転貸してはならない。
- 4 乙は、故意又は過失により使用物件が滅失又はき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 使用物件の使用に際して発生する光熱費等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（使用物件の明渡し等）

- 第5条 乙は、第2条で規定する期間が満了した場合は、使用物件を原状に復して、明渡し又は返還しなければならない。

（解除等）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（1）業務の契約が解除されたとき
（2）乙がこの契約に違反したとき

第7条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所：

氏名：

乙 住所：

氏名：

別添 1 履行場所

庁舎の所在地及び名称

別添2「使用物品」

物品名	規格等	数量	備考